

2013年8月26日
No.2013-022

消費税率引き上げを巡る5つの論点

調査部 チーフエコノミスト 山田 久

《要 点》

- ◆ 消費増税法の見直し論が浮上しているが、本レポートでは、消費税率引き上げを巡る主な論点を5つ取り上げ、検討を行った。
- ◆ 「論点1 税率引き上げで前回時（1997年度）の轍を踏むことにならないか？」
——家計にかかる負担の大きさを前回と今回で比較すると、ともに8～9兆円程度とみられるが、前回景気後退の原因については、消費増税による影響が主因とはいえず、①海外景気急変による輸出減少、および、②不良債権問題・過剰債務問題を背景とした金融システム危機の発生、の2つによるところが大きかった。今回は海外景気が改善に向かい、金融システム・企業財務体質の健全化は進んでおり、3%の引き上げ程度であれば、前回のような急激な景気後退を招く可能性は小さいと判断される。
- ◆ 「論点2 財政面からみて急いで引き上げる必要があるのか？」
——消費増税の時期を後ずれさせ、景気回復力が強まるまで待つべきという見方があるが、企業業績から賃金への波及経路が細くなるなか、待っていれば状況が改善するという保証はない。2015年度末までに5%ポイントの引き上げができない場合、2017～2020年度に実質可処分所得をマイナスにするペースで増税を行わなければ健全化目標は達成できなくなる公算。それは景気後退に陥るリスクを高め、結果として財政健全化目標が実現できないことにもなり兼ねない。中期的視野での景気との両立を考えれば極力早く財政再建に着手すべき段階に入っており、2015年度までに消費税率5%引き上げることの必要性は高い。
- ◆ 「論点3 一気に3%引き上げるよりも1%ずつの方がよいのではないか？」
——中小企業セクターでは交易条件（販売価格/仕入価格）が悪化しており、価格転嫁が容易でない状況下、小幅の引き上げを連続すれば、ほとんど転嫁ができない可能性がある。
- ◆ 「論点4 軽減税率を適用すべきではないか？」
——軽減税率を設ければその分税収が減るため、税収確保には標準税率を上積みする必要が出てくる。EU諸国の軽減税率の平均値は8%弱であり、この点も踏まえれば、8%への引き上げ段階で軽減税率を導入することは見送るべきであろう。

- ◆ 「論点5 補正予算を編成する必要があるのではないか？」
——規制改革や法人減税でやれることをやることが先決であり、賃上げ実現に向けた政労使協議を急ぐべきである。それでも年末から年初の段階で不安が残るようであれば、賃金を増やす企業にその増分の一定割合を助成する、あるいは、消費増税額の半分に相当する額を所得減税・給付金で還付するといった、個人所得増を誘導する政策を実施すべきであろう。

本件に関するご照会は、調査部・山田 久宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-0930

Mail: yamada.hisashi@jri.co.jp

2014年4月に3%ポイント、2015年10月に2%ポイント引き上げることを盛り込んだ消費増税法の見直し論が浮上している。安倍首相は8月8日に開かれた経済財政諮問会議において消費増税の検証を指示し、秋には消費税率引き上げの最終判断を行う意向である。本レポートでは、消費税率引き上げを巡る主な論点を5つ取り上げ、検討を行った。

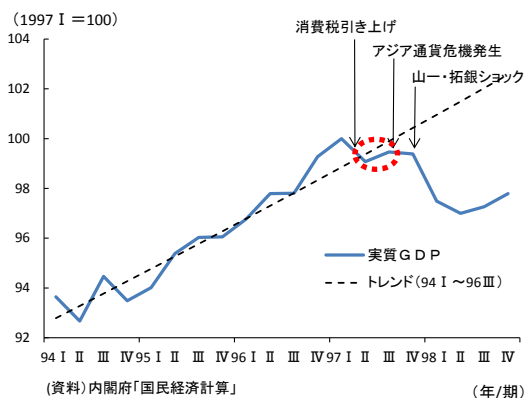
論点1 税率引き上げで前回時（1997年度）の轍を踏むことにならないか？

家計にかかる負担の大きさを前回（1997年4月時）と今回（2014年3月時）で比較すると、前回は消費税率2%引き上げ、特別減税（2兆円）廃止、社会保険料負担増、医療費自己負担増を含め、8～9兆円程度であった。今回は消費税率の引き上げ幅は3%となるが、大きな所得増税はなく、社会保険料負担増も含めれば、前回と同程度の負担になるとみられる。負担の大きさからみる限りにおいて、前回の轍を踏むことが懸念されるといえよう。しかし、重要なのは、前回はどのような経緯で景気後退に陥ったかである。消費増税後にアジア金融危機、大手金融機関の破綻なども起こっており、何が景気後退の主因であったかを精査する必要がある。

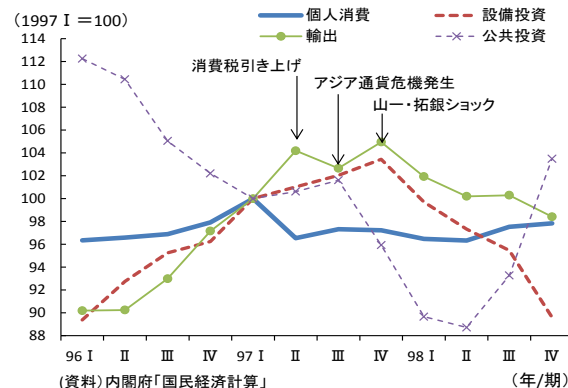
そこで、当時の実質GDPの動きをみてみよう。駆け込み需要が本格化する前のトレンド線（1994年1～3月期→1996年7～9月期）を延長すると、消費税率引き上げ前の約半年前から駆け込み需要が本格化し、引き上げ直後の1997年4～6月期にトレンド線を下回る水準に低下し、7～9月期にはトレンド線にほぼ平行に緩やかに回復しはじめていたことが確認できる。しかし、アジア通貨危機、大手金融機関の破綻と大きなショックが相次いで起こり、10～12月期には下向きになり、1998年入り以降は大きく景気が落ち込むことになった（図表1）。

さらに需要項目別にみると、消費増税が直接影響する個人消費は増税直後の1四半期に減少した後にはほぼ横ばいの動きをしている。急激な景気後退の主因は、輸出および設備投資であったことがわかる（図表2）。輸出はアジア通貨危機を受けてアジア向けが大きく落ち込んだ形であり、設備投資の急減は金融危機発生に伴う信用収縮がもたらしたものである。

（図表1）前回消費税率引き上げ前後の実質GDP



（図表2）前回消費税率引き上げ前後のGDP構成



つまり、前回景気後退の原因については、消費増税による影響が主因とはいえ、①海外景気急変による輸出減少、および、②不良債権問題・過剰債務問題を背景とした金融システム危機の発生、

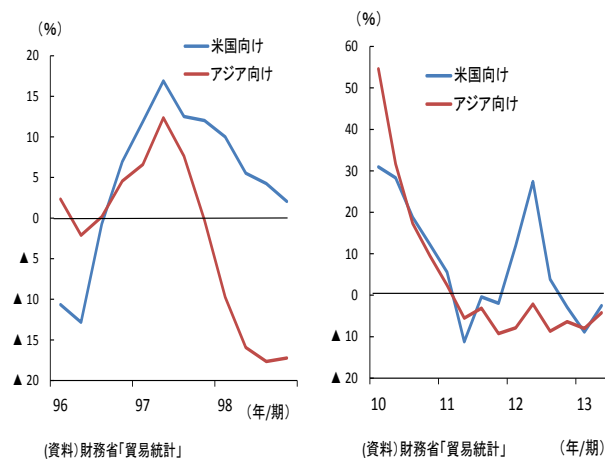
の2つによるところが大きかったといえる。

①については、当時のアジア経済は、不十分な外貨準備のもとで、海外からの短期資金を大量に取り込むことで経済成長を実現するという、不安定な構図にあった。ちょうどわが国の消費税率引き上げ後の時期にその構図が崩れ、アジア経済が急激な後退に見舞われ、日本の輸出も急減することになったのである。これに対し、現状、アジア各国の外貨準備は総じて充実し、国際的な相互支援体制も整備され、ショックへの抵抗力は大きく向上している。中国経済の行方を不安視する声もあるが、中国政府は中長期的な成長持続のために意識的に成長率を抑えており、来年前半にはむしろ安定化に向かうことが見込まれる。前回はアジア景気がピークをつけて急激に収縮する時期に増税時期が当たることになったが、今回はむしろアジア景気は減速から持ち直す局面となる(図表3)。

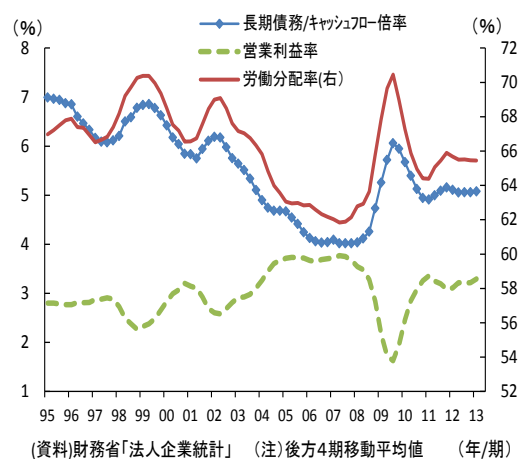
②については、現在、金融システムに大きな問題はなく、企業の財務体質も健全化が進んでいる(図表4)。外からのショックに対する耐久力は大幅に向上しているとみてよい。

このように、3%の引き上げ程度であれば、前回のような急激な景気後退を招く可能性は小さいと判断される。

(図表3) 輸出数量(前年同期比)



(図表4) 財務体質の変化



論点2 財政面からみて急いで引き上げる必要性があるのか?

財政再建の必要性が謳われるものの、毎年巨額の財政赤字を計上しても長期金利は歴史的な低水準にとどまっており、財政危機がどこまで差し迫ったものなのかについては疑問の声もある。加えて、4~6月期の設備投資はマイナスであり、大企業には前向きな動きもみられるが、中小企業は厳しい状況が続いている。賃金もやっとプラスになってきた程度であり、1997年当時比べて伸びは格段に弱い。財政再建までに時間的余裕があるならば、消費増税の時期を後ずれさせ、景気回復力が強まるまで待つ、という選択肢もありうる。

こうした主張については、まず、**待っていれば必ず景気回復力が強まるという保証はない**、ことを指摘する必要がある。設備投資が広がりには欠けるのは、企業経営者が国内市場の持続的な成長になお十分な確信が持てないからである。短期的に企業業績が改善しても、中長期の成長期待がなければ、設備投資の本格回復は難しい。また、2000年代以降、企業業績の改善が賃金増加につな

がるというルートが極めて細くなっている。これは企業の中長期の成長期待が持てないことにもよるが、労使間の力関係の変化による面も無視できない。端的には、春闘が形骸化し、生産性に見合っ
て賃金を引き上げるとい、かつて存在した労使間のルールが崩れてしまっている。

さらに、そもそも金融・財政政策は時間稼ぎに過ぎず、1年以上先になれば効果はむしろ薄れてくる。金融・財政面での刺激策をさらに追加するにしても、やはりその間に回復力が強まる保証はなく、副作用がますます大きくなるだけである。一段の金融緩和の結果として円安を期待する場合、貿易赤字にある現状、行き過ぎた円安はむしろ景気にマイナスになる恐れがある。財政政策は、国の債務が1,000兆円を超えるという異常な状況に拍車をかけることになる。

もっとも、それにより、直ちに日本が南ヨーロッパ諸国のような財政危機に陥るわけではないであろう。デフレが続いているため企業や個人が借入をせず、余剰資金が結局は国債に流れているからだ。しかし、そうした状態は永久には続かない。経常黒字が残る間——財政赤字＝政府の資金不足が国内の資金余剰で賄えている間に限られる。高齢化による家計貯蓄率の低下や投資不足による競争力低下でいずれは経常収支が赤字に転化する。過去のトレンドからすれば、2020年代前半には赤字化の可能性が否定できない。アベノミクスでデフレ脱却が実現すれば、家計・企業の投資＝借入が増え、経常収支赤字化の時期が前倒しされる可能性もある。このようにみれば、国際公約でもある「2020年度PB黒字化」は必達目標といえる。

では、目標達成にはどのようなことが必要か。無理のない経済成長ペースは名目2%、実質1%程度と考えられるが、これは内閣府試算（「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日 経済財政諮問会議提出資料)の「参考ケース」)にほぼ相当する。この場合、2020年度までに消費税率を16.4%に引き上げるに相当する国民負担が必要となり、これは2017～2020年度の間年平均で1.6%ポイントの消費税率引き上げに相当する国民負担が求められる計算である(図表5)。一方、この間、家計所得が経済成長率と同じペース(=2.1%)で増えると想定すれば、実質可処分所得は0.9%の伸びとなる(この間の消費者物価上昇率は1.2%であるため)。財政健全化目標達成に必要な国民負担のうち、家計が負担する割合を労働分配率並みの6割とすれば、家計負担は1年あたり消費税率1%ポイント相当分となる。これは、消費税勘案後の家計の実質可処分所得の伸びがほぼゼロになることを意味している。つまり、2015年度末までに5%ポイントの引き上げができなければ、2017～2020年度の実質可処分所得を減少させるペースで増税を行わなければ健全化目標は達成できなくなる公算が大きい。それは景気後退に陥るリスクを高め、結果として財政健全化目標が達成できない可能性を高める。このように、中期的視野での景気との両立を考えればむしろ極力早く財政再建に着手すべき段階に入っており、2015年度までに消費税率を5%ポイント引き上げることの必要性は高い。

(図表5) 財政健全化に必要な消費増税試算

平均名目成長率 (2013～20年度)	2020年度の 基礎的財政収支 (対GDP比)	PB均衡化に 必要な措置 消費税率換算	2017/4から引き上げる 場合の年平均引き上げ 幅(17～20年度)
《参考ケース》 2.1%	▲ 3.2%	6.4%ポイント	1.6%ポイント
《経済再生ケース》 3.4%	▲ 2.0%	4%ポイント	1.0%ポイント

(注) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日 経済財政諮問会議提出資料)の係数に基づく。消費税率は2014/4から8%へ、2015/10から10%へ引き上げること織り込み。

もつとも、ここで強調しておくべきは、上記の試算は名目成長率が2%程度を達成できることが前提であることだ。増税と並行して、経済が自律回復軌道に乗り、デフレからの脱却を達成して名目成長率が高まる状況を作り出せるよう、政府は注力する必要がある。すでに述べた金融・財政政策の効果の一時性や追加策の副作用を考えれば、2013年度中のこれから半年余りの間に、設備投資・賃金の拡大につながる状況をどう作っていくかが肝要といえる。

論点3 一気に3%引き上げるよりも1%ずつの方がよいのではないか？

景気への影響を考えれば、小刻みに時間をかけて引き上げる方が負担は小さいであろう。しかし、現状、中小企業セクターでは交易条件（販売価格/仕入価格）が悪化しており、価格転嫁が容易でない状況下、小幅の引き上げを連続すれば、ほとんど転嫁ができない可能性がある（デフレ圧力が強い状況下、小幅引き上げであれば値上げが通りにくく、転嫁率が大きく低下する懸念がある。大幅引き上げ場合は100%の転嫁は困難にしても一定割合は確実に転嫁できると考えられる）。結果として中小企業の業況が悪化し、かえってデフレ脱却の足かせになる恐れがある。したがって、2014年4月の段階では予定通り3%の引き上げ幅とすべきである。その一方で、2015年10月の2%引き上げについては、2014年度中に中小企業の価格転嫁が可能な状況になれば、例えば2015年4月、2016年4月に1%ずつ引き上げる、といった変更はありうる（ただし、実務的な負担を考慮して是非を決める必要がある）。

論点4 軽減税率を適用すべきではないか？

軽減税率を設ければその分税収が減るため、税収確保には標準税率を引き上げる必要が出てくる。軽減税率が導入されている欧州諸国は、総じて消費税率が20%前後であり、それなりに生活必需品の税率を軽減するのに納得的な状況にあり、EU諸国の軽減税率の平均値は8%弱である。これらの点を勘案すれば、8%への引き上げ段階で軽減税率を導入することは見送るべきであろう。ただし、10%への引き上げ段階では、標準税率の引き上げとセットで軽減税率の導入を検討することは検討課題になりうるであろう。

論点5 補正予算を編成する必要があるのではないか？

設備投資がなお勢いに欠け、名目賃金の低迷も続く状況で、無防備に引き上げると、前回のよう景気が失速しないまでも、せっかく強まってきた回復モメンタムが失われ、再び景気が低迷するリスクは残る。その場合、来年4月に消費税率を引き上げられても、その次の2015年の秋は難しくなる。2014年4月の引き上げまでに未だ半年以上あるわけであり、政策対応を準備する時間はなお十分ある。すでに述べた通り、重要なのは設備投資・賃金の拡大につながる状況をどう作っていくかである。そのためには当面は成長戦略に集中的に注力し、消費増税を吸収できるだけの賃金引き上げを実現することに全力を傾けるべきである。

その意味で、補正予算を組むべきだという意見については、少なくとも今の段階でメインシナリオとしては検討すべきではないだろう。それよりも、規制改革や法人減税でやれることをやること

が先決であり、賃上げ実現に向けた政労使協議を急ぐべきである。そうしたことを背水の陣で行ったうえで、年末から年初にかけてなお不安が残るようであれば、賃金を増やす企業にその増分の一定割合を助成する、あるいは、消費増税額の半分に相当する額を所得減税・給付金で還付する（この場合、マクロ的には、2014年4月の実質的な消費税率引き上げ幅は1.5%ポイントとなる）、といった個人所得増を誘導する政策を実施する、という想定で準備を進めておいてもよいだろう。

以上を踏まえた結論は以下のとおりである。

- ①金融システム状況・海外情勢を踏まえれば、1997年度時のように、消費増税がきっかけで急激な景気後退を招く可能性は小さいと判断され、2014年4月には予定通り3%ポイント引き上げるべきである。
- ②設備投資がなお勢いに欠け名目賃金の低迷も続く状況で無防備に消費税率を引き上げると、景気が失速しないまでも、せつかく強まってきた回復モメンタムが失われて再び景気は低迷し、2015年の秋の増税は難しくなる。設備投資・賃金の拡大につながる状況をどう作っていくかが重要で、そのためには消費増税までの半年余りの間に成長戦略に集中的に注力し、増税負担を吸収できるだけの賃金引き上げを実現することに全力を傾けるべきである。
- ③補正予算編成を所与とするのではなく、規制改革や法人減税でやれることをやるのが先決であり、賃上げ実現に向けた政労使協議を急ぐべきである。それでも年末から年初の段階で不安が残るようであれば、個人所得増を誘導する政策を実行するべきであろう。
- ④8%への引き上げ段階で軽減税率導入することは見送るべきである。

以 上

◆『日本総研 Research Focus』は、政策 이슈、経済動向に研究員独自の視点で切り込むレポートです。